

Title	室町時代東國における領主の存在形態：上野國新田庄の岩松氏の場合
Sub Title	The landlord's form in Eastern Japan during Muromachi Period : the case of Iwamatsu (岩松) family of Nitta, Kozuke Province
Author	峰岸, 純夫(Minegishi, Sumio)
Publisher	三田史学会
Publication year	1962
Jtitle	史学 Vol.34, No.3/4 (1962. 3) ,p.125(379)- 163(417)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19620300-0125">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19620300-0125</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 室町時代東國における領主の存在形態

——上野國新田庄の岩松氏の場合——

峰 岸 純 夫

はしがき

十五世紀の東國は關東公方を頂點とする關東（管領）府の體制が崩壊しつつある過程で、戰國大名として越後上杉氏・武田氏・後北條氏等の登場の前史をなす部分である。

關東公方は鎌倉時代以來の傳統的豪族層や新興の上杉氏（管領・上野・武藏・伊豆守護）一門の勢力の均衡の上に立ち、關東十ヶ國の支配を行つた。公方・上杉氏・守護又は豪族はそれぞれ下部の國人層、一揆等との結びつきを持つていたが、室町幕府と關東公方との對立、關東府内部の勢力均衡の不安定さ、各領主内部の矛盾等の織りなす諸作用によつて政情は不安定であり、數度の内亂狀態を現出させた。十五世紀前半には最大の分裂であ

る禪秀の亂及び永亮の亂があり、後半には一四五四年（享徳三）から八一年（文明一三）の約四分の一世紀に及ぶ公方成氏と上杉氏（背後に幕府）の對立を中心とする内亂狀態が續き、關東府の體制を完全に崩壊させ、關東公方は下總の古河を中心とする一地方政權の位置に轉落した。政治經濟等の中心は鎌倉から、諸勢力の據點である地方都市に移り、戰國的な割據狀態を現出する。

ここでは、このような十五世紀における領主制の實態を追求するために上野國新田庄を本據とする岩松氏を取りあげ、領地支配の構造や主君——家臣關係等を考察する。問題追求の視角は、岩松氏による在地の把握のされ方、すなわち領内の直接生産者の存在の仕方と年貢收取關係、領主岩松殿と給地を媒介とする家臣（一族を含む）との結合關係等に向けられる。

まず鎌倉時代以來の岩松氏について素描をする。岩松氏は一二二四年（貞應三）にその祖岩松時兼が新田氏の庶子として新田庄内十二郷を得てその基礎を樹立して以後、新田本宗、世良田氏と並んで新田庄をほゞ三分する形でその領主經營を行い、その内部での所領分割を行い惣領制的な支配を行つて鎌倉時代末期に至る。

南北朝内亂は新田庄の支配形態に大きな變化をもたらす。南朝方の新田本宗及び世良田氏の没落に反して、新田義貞の鎌倉攻め以後足利方への傾斜を強めていつた岩松氏は新田庄の一圓的な支配權を確立していく。新田本宗、世良田氏等の所領は岩松氏や長樂寺が繼承し、殘存の新田一族の庶子は岩松氏の支配體制の中に再編成されていく。次いで關東（管領）府の胎動期の波瀾ともいふべき觀應の擾亂では、岩松直國は足利直義を支持する上杉氏や東國の諸勢力と共に、反足利尊氏、義詮、基氏側の中にあり、その間隙を利しての新田義宗、義興等南朝方の蜂起、反尊氏勢力と南朝方との連携の成立、武藏野合戦（一三五二年）等の一連の動きの中で行動したと考えられる。しかし一三五八年（延文三）新田義興が矢口渡で謀殺され、その中心を失つた新田黨、舊直義黨等の

諸勢力下の武士が相次いで入間川陣の足利基氏に降つた時、岩松直國もこれらと行動を共にしたと考えられる。次いで畠山國清の叛亂の時の戦功もあつて、一三六二年（康安二）基氏より「本知行分事如元所還補也」、一三六五年（貞治四）將軍義詮から「本領事不可有相違」との安堵狀を得ている。前者に「如元所還補」とある所からそれ以前岩松氏の所領が收公されていたと考えられる。この一三六〇年代は岩松氏の新田庄支配權の確立の時期として抑える事が出來、この時期に岩松氏が新たに獲得した所領も多い。

一三六〇年代に至るまでの岩松氏所領を總括すると（表1）のようになる。勿論ここに擧げた所領のすべてをこの時点で岩松氏が保持していたのではなく、既に不知行化したものも含んでいるのである。壓倒的に多い部分は新田庄の本領であるが、その他散在所領は北陸、九州を除く全國の諸地方にわたつている。これら散在所領獲得の経過は、①恩賞、②岩松氏に嫁した女子を通じての移讓等によるものであるが、南北朝内亂期に於て、關東御分國以外の遠隔地散在所領はおおむね岩松氏の支配を離れていつたと考えられる。その経過は不明だが、そ

(表1) 岩松氏所領一覽

(正本文書・由良文書による)

國	鎌倉時代末期	南北朝内亂期(一三三四~九〇)に宛付されたもの
<p>上野 新田庄</p>	<p>岩松郷、田島郷(含む新島村) 高島郷、金井郷、藪塚郷 寺井郷、村田郷 成塚郷(含む金屋村、菅鹽村) 二子塚郷(新野)*徳川郷 *横瀬郷、*下江田村、田中郷</p>	<p>由良郷 寺井郷(半分) 成塚郷 江田郷(世良田義政跡) 木崎村安養寺(新田義貞跡)(頼宥分) 庄内(世良田右京亮及び桃井刑部太輔跡)</p>
<p>武藏</p>	<p>春原庄内萬吉郷</p>	<p>稻毛新庄澁江郷(江戸氏跡) 男衾郡小泉郷 比企郡須江郷 足立郡片柳郷 多摩郡久米六間在家 榛澤郡滝瀬郷内下手塚村(安保信乃入道跡)</p> <p style="text-align: center;">(矢野善久跡)</p>
<p>相模</p>	<p>鎌倉甘繩地 *永用郷</p>	
<p>上總</p>	<p>萬國郷由緒地</p>	
<p>下總</p>	<p>*相馬御厨内野毛崎村、手賀、布施、藤意</p>	

室町時代東國における領主の存在形態

伊豆		宇具須郷(佐野常陸介跡)
甲斐		安村別府(北條泰家跡)
陸奥	*千倉庄内加比草、野萱	泉荒田(北條泰家跡)
出羽		會津(北條顯業跡)
駿河		大岡庄(北條泰家跡)
遠江		澁俣郷、蒲御厨(北條泰家跡)、大池庄(名越高家跡)
伊勢		笠間庄(大佛維貞跡)
和泉	五ヶ畑	世良田右京亮跡(賴宥分)
但馬	*上三江庄	
播磨		福居庄(大佛維貞跡)
備後		世良田右京亮跡(賴宥分)
阿波	生夷庄	
讃岐	吉野郷	
土佐		下中津山(北條泰家跡)

註 (1) 下欄の(賴宥分) (岩松賴宥) 以外はすべて、惣領岩松經家及び直國に宛付されたものである。  
 (2) \*印は岩松氏に嫁した女子を通じて、岩松氏に移讓されたもの。

(表2) 岩松氏不知行地

上 總	下 (相馬御厨)	總 内)	武	藏	(國)
		手賀郷内布施村二階堂山城知行	男衾郡小泉郷山田惣領知行	足立郡片柳當知行龍崎方	應永二年、岩松左馬助代注文
		藤意郷山名知行		多摩郡久米宿六間寺領	比企郡須江郷當知行淺羽惣領
		手賀布施			年不詳、岩松氏下總國本知行分注文
		藤意村	彼兩村之事同關所 泉治部大輔、原將監知行		
		野毛崎村	さうおう寺料所 今度刻奉公山名入部		
		萬國郷由緒地今度まで鹿倉知行	圓城寺豐前守知行 今度刻北相馬守屋入部		

の後の史料に全く出て来ず、また一三五〇年(觀應元)尊氏から岩松頼宥に與えられた「和泉備後兩國内世良田右京亮跡」を基盤とすると考えられる岩松頼宥の中國地方での活躍が、一三五五年(文和四)で終息するのは、この地方における岩松氏の定着の失敗と同時にその所領經營の放棄を意味すると考えられる。分國內では、奥州方面で相馬氏は由緒地を理由に還補請求をしているが、

室町時代東國における領主の存在形態

「陸奥國行方郡千倉庄關所分岩松左馬助當知行分除之」とあるから、一三五一(觀應二)の段階では、千倉庄内加比草、野萱等の知行權は保持されていた。更に降つて一三九五年(應永二)岩松左馬助代注文、及び年不詳下總國之内本知行分注文等で見ると(表2)武藏國四ヶ所、下總國三ヶ所上總國一ヶ所がいずれも不知行地になつていゝる。また甲斐國安村別府は一四二六年(應永三三)、禪秀の亂後ではあるが還補請求をしている。

新田庄の支配權が確立し、新規所領が宛付される一方、このような在來の所領の不知行化が目立つ。遠隔地所領(所職)が離脱していく過程は關東分國外では十四世紀中葉以前、分國內では觀應の擾亂以後が一つの目安になると考えられる。遠隔地散在所領の喪失は本領への依存度の増大、遠隔地所領經營のための庶子派遣が不可能(庶子の給地を本領内に求める必要性)等の面で領主制の構造變革を強いる要因となると考えら

れる。

岩松氏は新田氏の中から出でその跡を繼承し、鎌倉時代以來の傳統的豪族の系譜を引くものであるが、内亂期の新田一族の内部分裂故に、小山、結城、宇都宮、佐竹等の諸氏に比して著しく勢力を削減された形で再編がなされ、また守護とはなり得なかつた。(上野國守護上杉氏は新田氏に對抗するため補任された。)しかし傳統的豪族層の勢力の強い、下野、下總、常陸方面と中小國人層の多い上杉氏領國の上野、武藏方面との接點に新田庄は位置し、有力な國人領主として岩松氏の周邊への影響力は強いものがあり、十五世紀の東國の内亂におけるその歸趨は大きな關心が持たれたのであつた。

〔註〕

- (1) 渡邊世祐「關東中心足利時代の研究」永原慶二「東國における惣領制の解體過程」(「日本封建制成立過程の研究」所收)高柳光壽「鎌倉市史總説編」
- (2) 正木文書 建保三年三月廿三日將軍家政所下文

岩松氏關係文書は正木文書、岩松文書、新田岩松文書(岩松家々系拾遺附録)等の諸本があるが、これらはいずれも原本正木文書(現存せず)を源としていると考えられ

る故「正木文書」として統一して稱する事にした。前記三者の間には収録文書についての相違がある。群馬教育會編「新田義貞公根本史料」、上毛郷土史研究會編「正木古文書」として刊行されている。

本稿中特別に註記しない史料はすべて正木文書による。

- (3) 勝守すみ「新田氏の所領について―特に宗家領と庶子家領の關係について―」(群馬大紀要人文二の二)
- (4) 勝守すみ「室町時代における東國武士所領の展開―岩松氏の場合―」(群馬大紀要人文三の一)
- (5) 杉山博「足利基氏」(日本人物史大系二卷所收)
- (6) 正木文書、康安二年二月廿一日、同六月廿一日、足利基氏軍勢催促狀
- (7) 勝守すみ前掲論文(4)
- (8) 一三四〇年(曆應三)〜一三五五年(文和四)の間、六波羅密寺文書、福山志料、萩藩閥閥録、鼓文書、淨土寺文書、山内首藤文書、八坂神社文書(いずれも新田義貞公根本史料所收)
- (9) 相馬文書、相馬光胤申狀

I 新田庄の地檢目錄の分析

觀應の擾亂後、岩松氏の新田庄支配權の確立する一三

六〇年代から、禪秀の亂（一四一六年）に於て岩松滿純が上杉氏憲（禪秀）に與力し、關東公方持氏に叛して誅殺され岩松氏が大打撃を蒙るまでの約半世紀の間は岩松氏にとつては安定期である。この期間に作成された新田庄内地檢目錄が五通現存している。すなわち

- (A) 小島、上堀口田帳〔一三八四年（永徳四）〕（表3）
  - (B) 江田郷内得河方目錄〔一三九四年（明徳五）〕（表4）
  - (C) 村田郷地檢目錄〔一四〇四年（應永十）〕（表5）
  - (D) 由良郷奥村地檢目錄〔一四〇八年（應永十五）〕（表6）
  - (E) 上今居地檢目錄〔一四一〇年（應永十七）〕（表7）
- 等であり、その記載を一部示すと次のようになる。

(A) 所々在家日記之事  
 田嶋の少輔垣内 年貢足五貫文 其外 田壹町

(表3) (A) 小島村・上堀口田帳

たちやう 所々在家日記之事 永徳四年<sup>甲</sup>三月四日<sub>子</sub>  
 (1384)

		貫 文	
小 島 村	田 島 の 少 輔 垣 内	5.000	其他田壹町
	か 志 り 垣 ノ 内	1.100	
	藤 内 五 郎 垣 ノ 内	1.000	
	く わ ん せ い 垣 内	0.700	
	以上小島村之内知行分	10.000	
上 堀 口	又 五 郎 在 家	2.100	
	源 藤 六 入 道 在 家	2.100	
	小 三 郎 垣 ノ 内	1.100	
	間 在 家	7.000	
	彦 三 郎 入 道 在 家	2.500	
	彌 三 郎 在 家	2.100	
	道 性	2.100	
	知 教	2.100	
	む し 垣 内	1.100	
	孫 太 郎 垣 内	0.900	
	な か た な 垣 内 (1字)		
	五 藤 三 郎 在 家 (1字)	2.000	
	ひ き め 垣 内 (1字)		



小嶋村之内か志り垣内 年貢壹貫百文  
 壹貫文 藤内五郎垣之内

七百文 くわんせいかけ内

以上小嶋村之内知行分十貫文

上堀口内 貳貫百文 又五郎在家

二貫百文 源藤六入道在家

壹貫百文 小三郎垣之内

(中略)

一字 貳貫 五藤三郎在家

永徳四年甲子三月四日

(B) 新田庄江田郷内得河方目録

四町五段 分錢拾貫三百文 又三郎

壹町八段 分錢五貫二百文 木部

(中略)

己上田數九町半分錢貳拾壹貫三百五十  
 文定

同所畠分

八段 分錢壹貫六百文 木部

三段 分錢六百文 太郎二郎入道

(表3) (B) 江田郷内得河方目録

	反	貫 文	
田	45	10.300	又 三 郎
	18	5.200	木 部
	3.5	1.050	太郎二郎入道
	10	2.700	江 田 御 坊
	5 (内半不作)	1.300	公 實 道
	2	.600	孫 八 入 道
	2 (年々不作)		彦 七 道
	5 (内4反年々不作 1反關分錢200文)	.200	又三郎入道
以 上	90.5	21.350定	
畠	8	1.600	木 部
	3	0.600	太郎二郎入道
	8	1.500	江 田 御 坊
	1	0.250	孫 八 入 道
	1	0.200	孫三郎入道
	6	1.000	江 田 孫 六
	4	0.800	江田六郎五郎
	1	0.200	彦 七
以 上	32	6.150定	
都 合	122.5	27.500定	

(表5) (C) 村田郷地檢目錄之事

		田 (反)			畠(反)	分 錢 (貫) (文)	作 人
		地 積	不作地	見作地			
寺     社    分	岩 松 八 幡 御 神 田	?			?		別當 <input type="text"/>
	金 山 御 神 田	1. 大			0.5		一ミやう
	地 藏 寺 分	4			0.5		
	岩 松 金 剛 寺				2		
	法 光 寺 場	?			?		別當 <input type="text"/>
	村 田 道 場	48.5			21		
	金 井 道 場	12	8	4	?		
	天 神 御 神 田	8	?				<input type="text"/> 綿打能 <input type="text"/>
	十 二 所 權 現 御 神 田	6	?				
	阿 彌 陀 堂	?			?		
若 宮 御 神 田	2	小					
藥 師 堂	?			2. 大		別當 <input type="text"/>	
生 品 御 神 田	?			?			
御 多 良 志 御 神 田	18			14		別 當 同 人	
充 殿 御 神 田	?			?			
	す き か き 内 半 分 1 字	10	3	7	8.5 ⊗	2.000	平 二 太 郎
	す き か き 内 半 分 1 字	12	1	11	4 ⊗	3.100	平 四 郎
	い や 七 か い と 1 字	14.5	4.5	10	5 ⊗	2.800	道 ミ や う

御 料 所 分	孫二郎入とかき内	1 宇	24	13.5	10.5	5.5⊗	3.500	同	人
	くろかき内	1 宇	15	7	8	7 ⊗	2.200	一	ミやう
	あしくろ	1 所	48	16	32		9.600	同	人
	連うせんかき内	1 宇	19	9	10	7.5⊗	2.800	四	郎六
	五藤五郎かいと半分	1 宇	8.5	4	4.5	3.5⊗	1.350	同	人
	五藤五郎かいと半分	1 宇	3.5	0	3.5	3.5⊗	0.950	孫	三郎入道
	木下かき内	1 宇	1	1	0	3 ⊗	0	同	人
	けんハかき内	宇 1	19	1 小	17 大	6.5⊗	5.300	平	内太郎
	つたかき内	1 宇	19.5	11.5	8	7 ⊗	2.400	平	内太郎
	かうおけかき内	1 宇	11.5	3.5	8	7 ⊗	2.300	三	郎太郎
	ひこ七かき内	1 宇	12	2 大	9 小	8.5⊗	3.000	平	四郎
	かしハ茂ふかき内	1 宇	14	4	10	9 ⊗	3.000	藤	九郎
						6	0.700	同	人
	四郎入道在家	1 宇	12	7	5(下々)	3	1.200	⊕太	郎三郎入道
		1 宇				4	0.600	⊕ひ	こ六入と
	1 宇				4	0.600	⊕ひ	こ六入と	
	1 宇				4	0.450	⊕ひ	こ六入と	
三原田四郎跡今は御料所	1 宇	14	8.5	5.5	3	2.000	⊕道	ミやう	
		257.5	97.5	160	99.5	48.900			
今ハ沼尻民部左	1 宇	37	13	24	9.5⊗	7.200	八	郎太郎入道	
衛門給分、岡部新	さるかいと	25	0	25	4	7.500	と	う九郎	
左衛門入道給分	八郎三郎やしき				2	0.200	め	うせん	

諸		62	13	49	15.5	14.900		
給	出浦給分	毘沙門かき内1字	18	3	15	5 ⊗	4.500	孫三郎入と
		信濃かき内1字	25	1.5	23.5	8 ⊗	7.050	平内太郎
		辻かき内1字	20	0	20	8 ⊗	6.000	法前こけ
		ひかし辻かき内1字	16	0	16	5 ⊗	4.800	四郎六
		柳町1所	10	0	10	(1反不作)	3.000	出浦手作
		89	4.9	84.5	26	25.250		
分	つつみ殿の跡	朝阿彌陀佛給分1字	12	0	12		3.000	
	今ハ中村給分、御中間孫太郎給分	1所	25 大	2 小	23 小	18.5	8.000	{ゑこんのほうしあ みた佛その他多數
	多目井七郎太郎給分	1字	14	0.5	13.5	3 大	4.050	野まわり免
	多目井七郎二郎給分	1所	11	0.5	10.5	2 大	3.000	定使免
		1所	2	0	2	(大不作)	0.600	舟とし免
	ゑと殿の跡	今ハ安倉殿給分1字	7.5	5	2.5	5	1.500	四郎六
	三原田將監殿ノ跡	今ハ沼尻小三郎給分1字	40.5	16	24.5	2	(当年以下700文) 6.500	めうせん
	中つほととの跡	1字	14	4 大	9 小	7	3.500	ほうせんこけ
	1所	10	2	8		2.000	政所給分	
		285 大	48 大	237	82 小	72.400		
庶子分	宮田殿御分	1字	14.5	0	14.5	5		ほうせんこけ
	堀内との御分	1字	28.5	0	28.5	7		{田法せんこけ 畠右近尉入と

村 田 修 理 亮 殿 御 分 1 字	7	0	7	3	
---------------------	---	---	---	---	--

總 計 768 大 255  
(見作不作分共ニ)

應永十一年<sup>甲</sup>九月 日 ((註) ⊗=御公事免)  
(1404) <sup>甲</sup> ⊕=出作

(表6) (D) 由良郷奥村地檢目錄 應永十五年<sup>戊</sup>九月十五日  
(1408) <sup>子</sup>

		田 (反)	畠 (反)	分 (貫)	錢 (文)	作 人
御 料 所 分	1 字	13	10		4.972	彦 六 入 道
	1 字	4	8		3.126	同 人
	四 郎 二 郎 か き 内 1 字	6	3		1.760	八 郎 四 郎
	七 郎 三 郎 か き 内 1 字	1.5	6.5		1.743	同 人
	1 字	3	5 (3.5不作)		1.200	同 人
	1 字	7	9(6年々不作)		2.500	同 人
	1 字	23 (11.5不作)	20		7.287	四 郎 六
	1 字	15 (4.5不作)	8.5		4.732	同 人
	1 字	5	8		2.000	太 郎 五 郎
	1 字	2	5.5		1.017	同 人
		79.5(16不作)	83.5(9不作)		30.343	

	此 外 御 佃	5		1.500	
諸 給 分	1 字	8	8		四 郎 二 郎
	1 字	8	4		平 内 二 郎
	1 字	11	3.5(内1反 屋敷)		彦 二 郎
	おのさわしやうけんの分1字	37 (17不作)	10		九郎四郎入郎
	與 次 の 分 1 字	8	8 (屋敷と申)		道 郎 二 郎
坂 上 の 分 1 字	7	3 (1反不作)		ほ う と う	
		79 (17不作)	28.5(1不作)		
神 堂 分	神 御 分	5 (2年々 不作)			
	堂 分	5			
	1 所	6 (1.5不作)			
		16 (2不作)			
惣	都 合	174.5(35不作)	112 (10不作)		

(表7) (E) 上今居地檢目錄之事

		田 (反)	畠 (反)	分 (貫)	錢 (文)	作 人
	1所	3.60歩			1.060	
	1所	2.5(田畠共)			0.500	
	1所		3		1.150	

寺	熊野神田 1所		3	1.110	
	□ 神田 1所		2(田畠か不明)	0.700	
社	やくし堂 1所		3	1.200	
	太子堂敷地 1所		1		
堂 分	(計) 以上佛神田畠	(17大)		5.710	
	(長)	普光庵分 1字	10	27.5と見る(18,5と申す)	記 藤 五 郎 妙 阿 ミ 彦 七 六 郎 二 郎 孫 七
	樂	" 1所	6(4と申 1,5不作)	15 と見る(10 " )	
	寺	" 1字	7(5.5と申)	24 と見る(18 " )	
	分	" 1所		4 と見る(3,5 " )	
		" 1所		13 と見る(10 " )	
	" 1所		小		
	(計)	23(19と申 1不作)	83大と見る (60小と申す)	合106大(79小と申す)	
	聖殿庵分、太子堂 在家		6		
御 料	1字		9.5	4.000	いさいけ
	ひやうへかき内 1字	15.5	27.5	10.000	源 内 太 郎 人
	1字	10	10	(此外 2.500兩在家御公事免)	
	道しゅうか字内 1字		18	7.000	いさいけ
	衛門三郎給分	8	10.5	6.100	二 郎 太 郎 入 道 人
孫三郎かき内 1字	4	13	(此外 2.500兩在家御公事免)		
七郎五郎かき内 1字			5.600	出 作 分	
			8.000	出作 五 郎 四 郎	

所 西 方	松木かき内 1字	1	21	10.800	出	郎 作
	にうくりかき内 1字	8	12	5.150	はんしやう 孫 出	
西	はりまかき内 1字	3(不作)	11.300歩	2.900	出	郎 作
	左近二郎給分	7.5	14.5	5.600	出	
	しあみかき内 1字	9(5.5不作)	8	2.950	出	
	にしかき内 1字		7	2.300	出	
方	裳十郎かき内 1字		16(9不作)	2.100	出	郎
		75(8不作 67見作)	178.300(9不作 169,300見作)	72.500定		
御 料 所 東 方	彦二郎入道かき内 1字	7	11.5	5.000	はんしやう 孫 出	郎 作
	十郎三郎かき内 1字	3	27	(此外公事免2.500)	同 人 出	
	いしわりかき内 1字		12	9.500	はんしやう 孫 出	
	阿ミたかき内 1字		16	5.000	同 人 出	
	彌太郎家内 1字	10(不作)	18.300	7.000	彦 七 出	
	うき免 1所	27(14.5不作)	23(3.5不作)	8.500		
		47(24不作 23見作)	108小(3不作 105小見作)	44.550定		
都 合				117.050	御 德 田 西 東 分	
諸 給	西方桃木家内 1字	5(2不作)	9	4.500	岩 崎 給 分	免 免 免 免
	東方 1所	10		3.700	政 所 給 分	
	東方 1所		5	2.000	定 使 免	
	西方 1所	7		2.450	せ き 免	
	東方 1所	5		2.000	同 分 免	



分	(いざいけ 同 源内太郎、二郎太郎 はんしやう 孫二郎分)			7.000	西東三けん御公事免	
	27(2不作)	14		21.650		
惣	都	合	149(32不作)	302.60(12不作)	138.700	

此地檢付御百姓御代官ニかたらハれすこしも

かんきよく不仕候若是いつはり申候ハ八幡

天神の御はつをおのおのまかりかふるへく候

仍きしやう文如件

應永十七年 庚申月七日

(1410)

希 勝 (花押)  
虫 久 (花押)

(中略)(一二四Pより續く)

己上畠數三町二段分錢六貫百五十文定

合田畠拾貳町貳段半

分錢都合貳拾七貫五百文定

明德五年<sup>甲</sup>八月廿七日 國政(花押)

(C) 村田郷地檢目錄之事

九月日

合

松八幡御<sup>(岩カ)</sup>松<sup>(神田カ)</sup>

別當由<sup>(岩カ)</sup>寺

一所金山御神田

一<sup>(岩カ)</sup>ミやう<sup>(岩カ)</sup>

内(117.050 上へ定まいる分)  
(21.650 諸給分御公事免)  
此外佛神田 130.5(反)

田一反大畠半

所 地藏堂 田四反畠半

一所 <sup>岩松</sup>金剛寺分 畠二反

一所 法光寺  別當

一所 村田道場分

田四丁八反半畠二丁一反

一所 金井道場分

田一丁二反此内<sup>八反不作</sup>四反<sup>見作</sup>

畠

(中略)

御<sup>(料)</sup>口所分

すきかき内半分

一字 田一丁内 三反不作  
七反見作

畠八反半御公事免

作人平二太郎

分錢貳貫文

すきかき内半分

一字 田一丁二反内 一反不<sup>(作)</sup>口  
一丁一反見作 作人平四郎

畠四反御公事免

分錢三貫百文

(中略)

都合田數二十五丁七反半内 九丁七反半不作  
十六丁見作

畠數九丁九反半

都合御年貢四十八貫九百文定

諸給分

今ハ沼尻民部左衛門給分

岡部新左衛門入道給分

一字 田三丁七反内 一丁三反不作  
二丁四反見作 作人<sup>(八カ)</sup>口郎二郎入と

畠九反半御公事免

分錢七貫二百文

同給さるかいと

一字 田二丁五反

作人とう九郎

室町時代東國における領主の存在形態

畠四反

分錢七貫五百文

同給八郎三郎やしき  
一所 畠二反

作人めうせん

分錢二百文

い上田數六丁二反内 一丁三反不作  
四丁九反見作

畠數一丁五反半

い上年貢十四貫九百文岡部新左衛門入道給分

(中略)

都合田數二十八丁五反大内 四丁八反大不作  
二十三丁七反見作

畠數八十二反小

都合年貢七十二貫四百文諸給分方

庶子分

宮田殿之御分

一字 田一丁四反半

作人ほうせんこけ

畠五反

堀内とのの御分

一字 田二丁八反半

作人法せんこけ

畠七反

村田修理亮殿之御分

一字 田七反

作人右近尉入と

畠三反

惣都合田數七十六丁八反三百步

畠數二十五丁五反 見作不作分共二

應永十一年甲申九月 日

(D)(E)の記載形式は(C)と類似している。(A)(B)(D)(E)は完全であるが、(C)の最初の部分(寺社分)は缺損の部分が多い。(C)には紙繼目に二名の裏判がある。檢地擔當者の署名は(B)には國政、(E)希勝、忠久のが見え、また(E)の忠久の花押は(C)の紙繼目裏判の一人のものと一致する。

記載の様式は(a)垣内在家名、(b)田畠地積、(c)年貢貫高の分錢記載、(d)作人各等の四つに分かれ(C)(D)(E)はこの四者が完備しているのに反し(A)(B)はそのどれかが缺けている。また(C)(D)(E)は寺社分、御料所分、諸給分の分類に従つて記載されている。これらの記載上の用語を中心に考察を進めたい。

① 垣内在家について

垣内在家は(A)において、上堀口分が、又五郎在家、源藤六入道在家、小三郎垣内、間在家、彦三郎入道在家、彌三郎在家、道性、知教、むし垣内、孫太郎垣内、なかな垣内、五藤三郎在家、ひきめ垣内の十三筆に分かれ「在家」と「垣内」がほぼ同數出て来る。

(B)ではこの記載は全くなく、(D)では四郎二郎かき内一字、七郎三郎かき内一字の二筆以外には見られない。(C)(E)では多くの垣内の肩書きが記載されている。(C)を除く地檢目錄中の筆數一二九の内「垣内」「垣ノ内」「かい」との付くもの四九筆、「在家」八筆であり、これらの肩書きのつかないものは(D)を除けば一所と記された寺社堂分や屋敷地を含まない耕地が主である。屋敷地を含む一字と記された土地では、給地以外の多くに垣内記載がある。

「垣内」については多くの研究があり、渡邊澄夫氏は「發生的に見れば柳田國男氏や藤田元春氏の如く、元來は田畠を内包する林や生垣を廻らした一家族の住居とするのが妥當であろう。」と述べている。只ここではその一般的な名稱である原初的な意味での垣内の名稱が地檢目錄上の用語として、また年貢收取の單位として、それに附隨する田畠の歸屬の主體として用いられている事に注目したい。乃ち「在家」と並んで「垣内」が見られるのは両者が共に屋敷地を意味する言葉である點からと考えられ、それは、ある時點に於ける附屬田畠の占有權の主體としての單位の意味で用いられた。それが占有や

耕作關係の變化の中にあつて、動かぬ指標の役割を果たし、一面では地名でもあつたわけである。

鎌倉時代末の新田庄の記録に「田三丁さいけ一字の事、<sup>(堂垣内)</sup>たうかき内」<sup>(内)</sup>「今井郷内抽垣中在家一字」とあり、これから判断すると垣内は在家より広い意味を有し、本來的には「……垣内在家一字」と表現されるべきものが、地檢目錄中に多く見られる如く「孫三郎入とかき内一字」の表現を取つた。乃ち「垣内在家」は一體のものであり、それが年貢收取の單位として、それに歴史的に歸屬している田畠の主體として存在し、それが所領の最小單位を構成し、讓渡、賣買、給與の對象となつた。この垣内在家は渡邊澄夫氏が大乘院領大和國若槻庄の研究で示した「垣内名」と相通ずるものと考える。

只ここで「……垣内」と記されずに「……在家」と記されたもの（特にA)に多い）は前者とどう異なるのか不明であるが、想定される事として、(1)垣内の名を有していない。（垣内が設定された以後創設された在家）(2)一つの垣内が數字の在家に分裂したため、垣内名では把握出来ない、等の事があげられる。

### (C) 村田郷地檢目錄中に

室町時代東國における領主の存在形態

「すきかき内半分一字（中略）平二太郎

すきかき内半分一字（中略）平四郎」

「五藤五郎かいと半分一字（中略）四郎六

五藤五郎かいと半分一字（中略）孫三郎入道」

との垣内分裂の二例がある。本來的には一垣内二在家であつたものが分解して行くことがうかがわれる。

### ② 年貢の貫高表示について

いずれの地檢目錄も、所當の貫高表示がある。永原慶二氏はE)上今居郷の貫高表示を捉えて「錢納化の原因はもろろん農民側から發せられたものでなく、あるいは遠隔地への現物輸送の困難さに起因するといった性格のものでなく、なによりも現地の支配者層の軍事的ないしは奢侈的要求であつたと考えられる。」<sup>(5)</sup>としている。しかしこの貫高表示が完全な年貢錢納化を意味するかは疑問である。勿論、幕府や關東府等の上部權力よりの錢貨の賦課に應ずる必要性、市場の未發達の段階での領主米の販賣市場形成の不可能さ等の領主側の條件から錢納もかなりな部分を占めたと考えられるが、領主側の消費部分（飯米、兵糧米）として多量の穀物を必要とした事も事實であろう。結局各地域での領主經營のあり方や近接市場

との關係等から様々なケースが想定され、また雑公事の内容とも関連して來る所である。若干時期が遡るが一三六九年（應安二）の武藏國足立郡大窪郷地頭方三分一田畠注文によると、この地は

- 八郎次郎名 ○彦五郎入道名 ×光仙在家
- すたれ在家 ○平内次郎名 ○孫次郎名
- 五郎二郎入道名 ×五郎二郎入道うけれう在家
- 平三次郎名 ×いけ上正阿みた佛うけれう
- ×さうねん在家

等十一筆より成り、○印の七筆は田畠年貢として田方は反別一斗の米、畠方は反別九升五合の麥、及び雑公事を錢、米、麥その他現物で負擔しているに反して、印×の四筆は雑公事負擔はなく、五貫文と七貫文の錢のみ納めている。又これらのものの請作部分（ほん御さうざく、政所給分、うき免分等の分割耕作）の畠は錢、五日市庭宿の出作分については錢及び小麥で納めている。總計では（雑公事を含めて）、米六石六斗八升九合、麥五石六斗五升三合、錢五二貫四七二文を納めている。在家役負擔者とそうでない者とで、田畠年貢の所納方法が異つている點に注目したい。新田庄においては、雑公事（在家役）

（表8） 新田庄の反別年貢高

	田 (文)	畠 (文)
(B)江 田 郷	300.290.270.240.200(開き)	250.200.190.170
(C)村 田 郷	340.300.285.280.270.250.240	150.110.100
(D)由良郷奥村	300	?
(E)上今居郷	400.370.350	440.410.400.380.370

の所納形態が不明で、全體の實態がつかみ得ないが、所當貫高の分錢記載は一應の共通尺度としての表示であり、實際には様々の所納形態を内包していたのではないだろうか。

段別の年貢高は（表8）のようになる。江田郷、村田郷、由良郷奥村ではほとんどの田は二五〇文と三〇〇文、畠は一五〇文と二〇〇文の範圍であるが、最も遅れて地檢目録が作られた上今居郷では田は三五〇文と四〇〇文、畠は三七〇文と四四〇文とはるかに高く、畠方の割高が特徴的である。これは、この期に増徴が行われたのか、或は上今居郷の立地條件（他が湧水用水地帯であるに比して、ここは早川という自然河川に接してい

る。)に起因するの不明である。なお田畠年貢は田畠地積のうちから「不作」「年々不作」等記された不作分を除いた現作地にこの年貢高を掛けたものである。

③ 寺社分、御料所分、給分の区分について

(C)(D)(E)はこの三分類で記載されている。寺社分の寺社はその郷内のものでなく、(C)村田郷には、岩松八幡(岩松郷)、金山神社(太田郷)、金剛寺(岩松郷―岩松氏々寺)生品神社(一井郷)等の著名な郷外の寺社の分も見え、また村田道場(四町八反)、金井道場(一町二反)等の念拂道場にかなり多くの田畠が給されている。

新田庄内における特殊な存在は長樂寺である。鎌倉中期、一二二一年(承久三)に新田氏の庶子世良田氏の氏寺として建立され、禪宗の名刹として、開山の榮朝を始め、一翁院豪、月船琛海等の名僧が住持となつており、世良田氏を始め周邊の武士の崇敬を集め、多くの寄進地を持ち、新田庄内では、女塚、平塚、八木沼、世良田等の各郷を中心に、その他多くの散在所領が幕府や關東府によつて安堵されている。

(E)上今居郷にはこの長樂寺塔頭の普光庵分(二字六所)と聖殿庵分(一所)がある。この普光庵分は

室町時代東國における領主の存在形態

寄附 長樂寺普光庵

(中略) 上今居内田貳町九十歩畠壹町七反在家四字  
鬻尻兵衛三郎女子 (中略)  
尾了心知行分

右爲當庵領所寄附者也者守先例可致沙汰之狀如件

文和二年三月十九日 正二位源朝臣(花押)

という寄進に基礎を置くものである。それが開墾等で地積が擴大されたものと考えられる。

普光庵分

一字 畠二丁七反半と見る、壹丁八反半と申

一所 畠一丁五反と見る、一丁と申 紀藤五郎

一字 畠貳丁四反と見る、一丁八反と申 沙阿ミ

一所 田六反、四反と申、内一反半不作 彦七

一所 畠四反、三反半と申 六郎次郎

一所 田七反、五反半と申 孫七

一所 畠壹丁三反、一丁と申 孫七

以上 田數貳丁三反見る、一丁九反と申、一反不作

畠八丁三反三百歩見る、六丁小と申

都合田畠 拾丁六反三百歩見る  
七丁九反小と申

この記載は地檢目錄作成者の「……と見る」という査定と「……と申」という申告との差がある。ここにかなしの耕地増加分が見られるわけであるが、凡その記載のみで地積の確定をしていないのは、この普光庵分は長樂

寺の支配下に屬し、直接岩松氏の下地支配權外にあつた理由による。乃ち岩松氏支配の郷内の他知行者の散在所領の一般的な把握(記載)の仕方例と考えられる。郷單位の地檢である故、その中に含む他の知行の所領を考までに書き記したのである。ここから「地積の確實な把握を領主側が意圖している事は疑いない。」との判断は出し得ない。

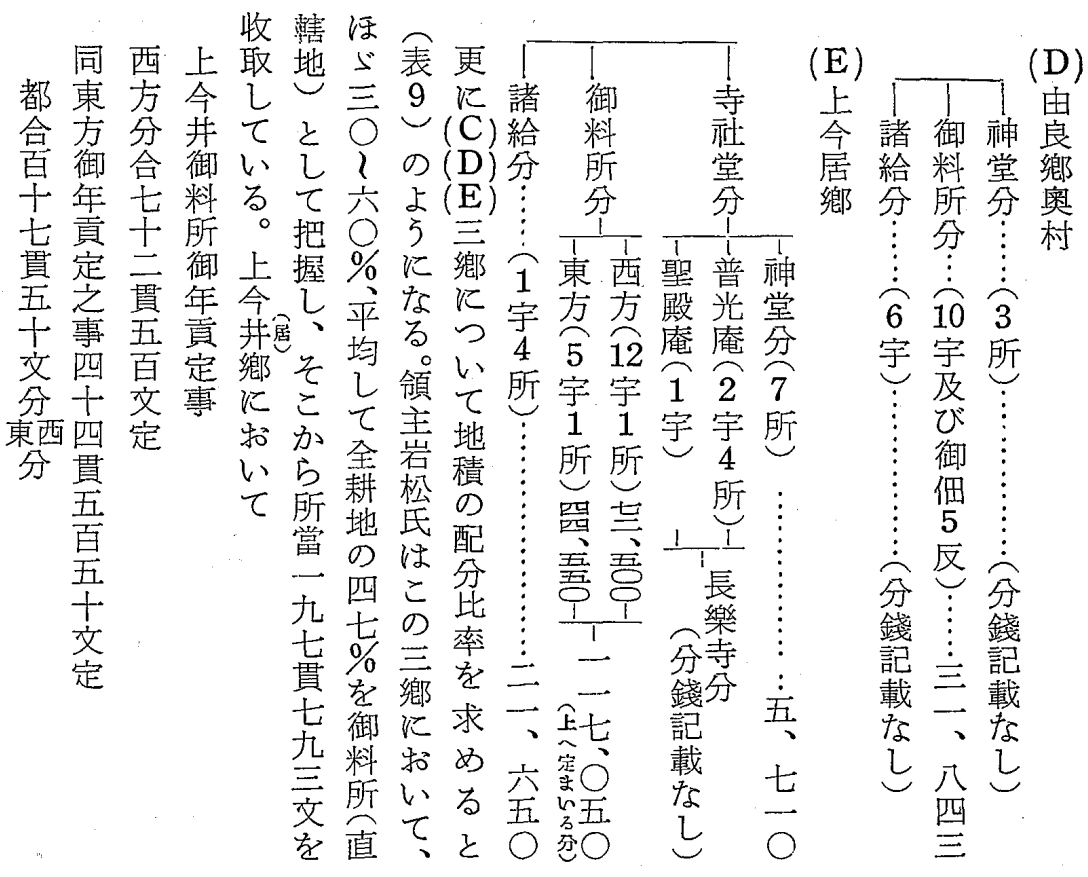
(C)(D)の最大の部分は御料所分である。御料所は、これを關東御料所と見るか、岩松氏の直轄領と見るかで、この檢注帳の性格を全く變えてしまう。永原慶二氏は「關東御料所かあるいは岩松氏あたりの直轄地であるか判断し得ないが、あるいは關東御料所で岩松氏に預けられたものと考えられる。」<sup>(10)</sup>という不明確な表現を取つておられるが、私はこれを岩松氏の直轄地と見る。御料所は必ずしも幕府、關東府のものに限らるべきでなく、岩松氏の家臣である地檢目錄作成者が、岩松氏直轄地を御料所と記す事に矛盾はない。御料所記載のある(C)村田郷、(E)上今居郷は鎌倉時代以來の岩松氏の相傳領<sup>(11)</sup>であり、(D)由良郷は新田本宗領であつたのを、一三四七年(貞治三)に尊氏から岩松直國に宛付されたもので、いずれも關所

が預け置かれたという關東御料所という性格を持つていない。また岩松氏家臣の給分と御料所が混在している例(E)、給分から御料所への移動の例(三原田四郎殿跡いまは御料所、いほこき内一字)(C)村田郷などからも、これが岩松氏直轄領であると判断される。

給分は岩松氏の家臣(一門を含む)へのものと村落内の再生産必要經費のためのもの(公事免)の二種がある。前者は後に譲り、後者について云えば、野まわり免、定使免、舟こし免、せき免<sup>(12)</sup>等があり、他の特殊な在家について、<sup>(居住家)</sup>いさいけ免、<sup>(番匠)</sup>はんしやう免等がある。

以上述べた分類に従つて表示してみると次のようになる。

- (A) 小島村……(4筆)……………一〇、〇〇〇<sup>貫</sup>
- 上堀口……(13筆)……………二五、一〇〇
- (B) 江田郷得河方(作人11名) ……二七、五〇〇
- (C) 村田郷
  - 寺社分……(15筆)……………(分錢記載なし)
  - 御料所分……(15字1所)……………四八、九〇〇
  - 諸給分……(11字6所)……………七二、四〇〇
  - 庶子分……(3字)……………(分錢記載なし)



(表7) 寺社分・御料所分・諸給分の配分

	寺社堂分		御料所分		諸給分 (含庶子分)		計 地積 (反)
	地積 (反)	%	地積 (反)	%	積地 (反)	%	
(C) 村田郷	247	24	357	34	433	42	1037
(D) 由良郷奥村	16	5	168	58	108	37	292
(E) 上今居郷	130	22	367	63	82	14	579
計	393	21	892	((47))	623	32	1908

〔註〕<sup>端數四捨五入</sup>  
 (表6.7.8)との間に若干の誤差がある。  
 地積は田畠の和・不作地現作地共に

寺家社家諸給分此  
 外あり  
 と記されている如  
 く、この地檢目録作  
 成の主要な目的は、  
 所領内における御料  
 所分(直轄地)の確  
 定、把握にあると考  
 えられる。前述三郷  
 の地檢目録から導き  
 出された四七%の數  
 値はその他の岩松氏  
 直接支配下の諸郷  
 (表11)惣領方二七  
 郷)にもほぼ當ては  
 まると考えられ、そ  
 こから岩松氏の取得  
 分の大きさが推定さ  
 れる。  
 それら取得分の一

室町時代東國における領主の存在形態



部は、一四一一年(應永一八)の關東府からの「新田庄當年々貢佰貫文事候知行分云庶子等分任本貞數之旨嚴密可被究濟(下略)」という年貢究濟に見られる如き、上部權力から賦課に應ずるためのものである。<sup>(13)</sup>その他、造外宮料役夫工米、御即位要脚段錢、永安寺殿三十三廻御佛事面付要脚等の臨時の段錢賦課が見られる。

次に地檢目錄中の貫高負擔者として記載されている作人を通して、新田庄の農民の問題を考える。地檢目錄は(A)以外はすべて作人が明示されている。先に考察した如く、年貢、雜公事(在家役)收取の單位として、また給分の最小單位として垣内在家が捉えられている。然し十五世紀初頭のこの地檢目錄作成の時点では垣内在家は農業經營體としての實態を失つていたと考えられる。その原因として(イ)垣内在家付田畠以外の新開發(これは垣内在家付田畠の内に加えられず、一所という記載の散在の耕地として扱われている。)(ロ)垣内在家農民の分裂や没落(ハ)垣内在家居住者の專業武士化―農業經營から遊離、等が考えられる。(口)は「三間一字後藤四郎入道」<sup>(14)</sup>や前述の垣内の分解例からも判斷し得る。農業

經營體としての實態を失つた垣内在家が、その存在價值を有するのは、在家役負擔や所領(給地等)の最小單位としての意味の重要性があつたからと思われる。そこに(C)(D)(E)の如き地檢目錄の記載法が取られ、田畠年貢の所納者として作人が記載把握されるわけである。

略式には(B)江田郷得河方の如く作人別のみの記載法もあつた。(B)(C)(D)(E)を作人別に集計すると(表10)のようになる。ここでは同一作人による數字の在家付田畠の兼併、年貢負擔高の不均等さが目立つ。すなわち記載面のみから見れば土地占有の集中化が見られる。垣内在家四字の付田畠八町七反の作人であり、二三貫四〇〇文を負擔する村田郷の法前<sup>(後考)</sup>こけを筆頭に、村田郷では平内太郎、一ミやう、藤九郎、四郎六、由良郷奥村では四郎六、江田郷の又三郎、木部、上今居郷では孫五郎、孫二郎、源内太郎、二郎太郎入道等の大口作人がいる反面、「一所」と記された耕地しか持たない右近尉入道、五郎□、紀藤五郎、六郎二郎、孫七等居り、江田郷では彦七(田二反年々不作畠一反、二〇〇文)、又三郎入道(田五反、四反年々不作一反開二〇〇文)等のわずか二〇〇文しか負擔していない者がいる。

(表10) 作人別耕作地積及び負擔貫高

	作 人	垣内在家	田 (反)		畠(反)	負擔貫高 (貫) (文)		
			地 積	内現作田				
(C) 村 田 郷	法前 <small>こけ</small> 平内 <small>太郎</small> 一ミヤウ	1字 3字 1字. 2所	77 63.5 63	54.大 49.小 41.大	20 21.5 7.5	23.400 14.750 12.400		
	藤九郎 四郎六 道ミヤウ	2字 4字 3字	39 51 52.5	35 33 26	19 20 13.5	11.200 10.450 8.300		
	めうせん 平四郎 孫三郎入道	1字. 1所 2字 3字	40.5 24 22.5	24.5 20.小 18.5	4 14.5 11.5	6.700 6.000 5.450		
	三郎太郎 平二太郎 太郎三郎入道	1字 1字 1字	11.5 10. 12	8 7 5下々	7 8.5 3	2.300 2.000 1.200		
	右近尉入と ゑこんはう、佛 しあみた、 その他多數	1所 1所	— 25.大	— 23.小	7 18.5	1.400 8.000		
	(C) 由良郷 奥村	四郎六 八郎四郎 彦六入道	2字 4字 2字	38 17.5 17	22 14.5 17	28.5 14.5 18	12.019 7.203 8.098	
		太郎五郎 四郎二郎 平内二郎	2字 2字 1字	7 16 8	7 16 8	13.5 — 4	3.017 ? ?	
		彦二郎 九郎四郎 ほうとう	1字 1字 1字	11 37 7	11 20 3	3.5 10 —	? ? ?	
		(E) 上今居郷	はんしやう 孫五郎 はんしやう 孫二郎	3字 2字 2字	8 10 15.5	8 10 15.5	40 38.5 37	17.150 14.500 14.000
			源内太郎 いさいけ 二郎太郎入道	2字 2字 1字. 1所	10 17	10 7	38 22.小	13.000 8.500+(?)
			彦五郎	1所	—	—	6.5	2.100
			紀藤五郎 妙阿ミ 六郎二郎 孫七	1所 1字 1所 1所	— 6 — —	— 4.5 — —	15 24 13 .小	? ? ? ?

室町時代東國における領主の存在形態

(四〇三)

一四九

(B) 江田郷得河方	又 三 郎	45	45	—	10.300
	木 部	18	18	8	6.800
	江 田 御 坊	10	10	8	4.200
	太 郎 二 郎 入 道	3.5	3.5	3	1.650
	公 實	5	4.5	—	1.300
	江 田 孫 六 道	—	—	6	1.000
	孫 八 入 道	2	2	1	0.850
	江 田 六 郎 五 郎	—	—	4	0.800
	又 三 郎 入 道	5	1	0	0.200
	彦 七	2	0	1	0.200

村田郷には「一所八貫文系こんのはう、しあみた佛その他作人あまたあり」と記された零細作人の存在が見られる。ここで見られる限りでは一部への土地集中と零細農民の存在が見られるわけである。只これを額面通り受け取つてよいかという點で疑問がないわけではない。疑問點を列擧すると、(イ)この地檢目録では、作人として記されている農民が何處に住居し、また在家役負擔の關係が明らかでない。(ロ)垣内在家付田畠の作人の

内部に又小作關係があり、現實の耕作關係を反映していないのではないか。(ハ)實際には數名の耕作者によつて分割耕作されている同一垣内在家付田畠が、對領主關係において一人の負擔者で代表されている(その者が取まとして年貢を所納する)ことはないか。(ニ)一見年貢負擔の面では零細農民の如く見えるが、實は郷内居住の武士の僅かな手作地所有の例である場合はないか、等になる。しかしこれらの疑點を説明する材料は殆どない。

この地檢目録から云える事は、領主權力によつて多くの耕地の年貢負擔者として把握される農民の存在とそうでない零細負擔者の存在があるという事である。この點から、種々差小する條件はあるが、農民層内部での著しい階層分化が是認されてよいと思う。

次に家臣の給地について見ると、給人の居住地がどこか不明であるが、庶子分の宮田殿、堀内殿は村田郷の給地がその居住地と考えられる。同郷の「今ハ沼尻民部左衛門入道給の二字一所、及び「出浦給分」の四字一所(一所分」に出浦手作」と共にその付田畠の請作者の殆どが、法前こけ、藤九郎、四郎六、平内太郎等の大口作人である。給人の手作が出浦一所を除いて見られないのは、一族、家

臣の多くは農業經營から遊離していると考えられる。以上の事から新田庄内の居住者は

(a) 農業經營から遊離し、自己垣内の付田畠を他に耕作させる者、武士（岩松氏一族、家臣、又は御中間孫太郎といつた）

(b) 存在自己の垣内付田畠以外に(a)その他の耕地を請作する大規模經營者

(c) 主として自己の付田畠のみ耕作—中農層

(d) (c)以下の零細農民

等の土地占有の面から見た階層の存在が推定され、そして、(a)と(b)と(c)の間に小作（又小作）關係やその他相互依存、隸屬關係等が豫想されるが、史料の面には全く見られない。

(a)と(b)間の請作關係としては、新田庄の東に接する佐貫庄江黒郷内近藤原の畠一町が、青柳綱政から太郎五郎家吉という者に小作に出されている（應永三四）例がある。太郎五郎は年貢二貫文の地を二貫五〇〇文で請負い（五〇〇文は加地子）「麥の御年貢ハ五月中あつひえの御年貢は七月中、<sup>(下地)</sup>したちの御年貢は十月中ニさた申へく候<sup>(16)</sup>」と請狀に記している。

室町時代東國における領主の存在形態

以上のような農民層の分解、複雑な耕作關係の故に、領主は年貢所納者として作人を把握しなければならなかつた反面、依然として垣内在家單位の記載がなされているのは、その背後に（イ）在家役の歸屬、（ロ）所領の最小單位として把握の必要性、等が考えられる。

岩松氏は垣内在家單位で、御料所（直轄地）、給分その他を確定し、前者に於て領主經濟の源泉を確保し、後者を媒介にして、一族、家臣團との間の結合關係を完結せんとした。

前述の如く、郷内居住一族、家臣や農民以外に「はん<sup>(17)</sup>しやう」の如き特殊職業従事者や寺社關係者の存在があり、これらが村落の構成者である。新田庄は赤城山の東南麓の扇狀地の舌端に位置し、北部には一連の湧水地帯があり、その「井」から南下する帶狀水系（ヤト田）及び西側を流れる自然河川「早川」が灌漑水利の基本をなしている。この水系を中心に耕地や村落が存在したのである。水利用の面や寺社信仰を通じて、村落共同體が構成され、上は堀の内に居住している岩松氏一門や家臣層から零細農民に至るまでの經濟的にも不均等な單位で構成され、その内部に給地という關係を通じての年貢、

雜公事收取關係や小作その他種々の依存、被依存關係を内包し、それらを代表する郷内有力者（武士層）と領主岩松殿との結合關係から、最終的には權力の主體は岩松殿に歸一せるわけである。領主は郷の把握を更に政所、代官、定使、野まわり、（これらは郷内居任家臣が役割を果す場合が多かつたと考えられる。）等の出先機關を通じて、その支配を全うし、主として御料所分の年貢收取を完全にしたのである。上今居郷の地檢目錄作成者が「此地檢付御百姓御代官ニかたらハレ」と述べているのもこれらの事情を反映していると考えられる。

〔註〕

- (1) 例えば民俗學的な立場からの、直江廣治「垣内の研究」（史學研究25）は學說史的な總まとめをしている。
- (2) 渡邊澄夫「畿内莊園の基礎構造」第一篇第一章
- (3) 長樂寺文書、嘉曆二年牧翁了一寄進狀
- (4) 渡邊前掲書
- (5) 永原慶二「東國における惣領制の解體過程」（「日本封建制成立過程の研究」所收）
- (6) 正木文書
- (7) 村田郷、由良郷奥村、上今居郷三郷について、不作地の全耕地に對する割合を表にすると次のようになる。この

(郷)	不作地 (%)
村 田 郷	27.0
由良郷奥村	20.8
上今居郷東方	10.7
同 西方	51.0
(平均)	25.6

但し地積の明白な御料所分諸給分についてのみである。

不作地は荒地以外にその年の水利状態、施肥等の條件から休耕させられた不安定耕地を含むと考えられる。

- (8) 長樂寺文書、足利尊氏寄進狀
  - (9) 永原前掲書
  - (10) 同右
  - (11) 勝守すみ「室町時代における東國武士所領の展開―岩松氏の場合―」（群大紀要三の一）
  - (12) 上今居郷は自然河川早川に沿った部分である。他は湧水地帯であり、せき免が見えない。ここだけにあるのは自然河川と湧水では用水施設の規模の異なる事を示すものと考えられる。
  - (13) 正木文書、二階堂上總入道奉書
- 上野國新田庄年々貢佰貫文事候知行分云庶子等分任本員數之旨嚴密可被濟之狀依仰執達如件

應永十八年九月八日

沙彌(花押)

岩松左馬助入道殿

正本文書 年貢返抄

納 御年貢事

合肆拾貫文者

右爲岩松方代沙汰取納如件

應永十三年十二月廿九日

國家(花押)

(他に右とほゞ同文、應永十六年、同十九年の返抄がある。)

(14) 長樂寺文書 嘉曆四年惠崇安堵狀

(15) 笠原一男「親鸞と東國農民」六六頁

永仁二年大禰宜大中臣親讓狀(鹿取文書)

「在家壹字田壹町内參段太郎兵衛作

參段一 反六郎入道作

一反五郎四郎作

一反大夫三郎作

參段藤九郎作 壹段平次三郎作

宮三郎作

在家者 吉原こん次郎

(16) 正本文書 應永卅四年四月十一日 作人大島太郎五郎家

吉畠請狀

室町時代東國における領主の存在形態

## II 岩松氏の一族と家臣

十五世紀初頭での新田庄支配關係の構成は(表11)のようになる。惣領職として岩松氏の保持している新田庄内の一圓的な支配權の内部には岩松氏の直接知行分の惣領方と間接的な庶子方及び寺領等の二重構造になつてゐる。ここに庶子方と記されているのは、鎌倉時代以來の新田一族(新田本宗、世良田氏、里見氏等)の縮小されたもので、上部權力からの賦課の徵集等は岩松氏を通じてなされるが、獨立性の強い庶子(一應外柢の庶子と假稱する)で、岩松氏の權力はその下地支配にまで及んでいない。寺領(特に長樂寺領)についても同様な事が云える。惣領方の中に庶子方、寺領等の敗在所領が混在した場合は、前述の村田郷の普光庵分の如くに「……と見る……と申」というような記載のされ方になつたと考えられる。十五世紀前半に於て、岩松氏の支配が貫徹し得たのは、惣領方二七郷村その他散在所領であつた。この内部には岩松氏から分出した内柢の庶子(村田郷の堀内殿、宮田殿の如き)や家臣の給地が存在した。しかし十五世紀の内亂の過程で、數次の岩松氏内部の領主體制の

(表11) 新田庄の所領知行關係

(新 田 庄)			
庶 子 方		惣 領 方	
世良田遺跡	鳥山式部大夫 井郷半分、藪塚郷半分	大館郷、一井郷	德川郷
世良田郷、三木郷、小角郷	鳥山郷四分一、飯田郷、長手郷、寺	田中郷四ヶ村、下阿佐見郷	糟川郷、大島郷、島山郷、太田郷
		大島郷	江田郷
		岩松郷	濱田郷、高林郷、尾島、泉澤、富澤、岩瀬河、石塚、横瀬
		米澤村、成塚郷	高林郷、新野郷、藪塚郷半分、額戸
		田島郷、高島郷、千歳郷、上阿佐見郷	尾島、泉澤、富澤、岩瀬河、石塚、横瀬
		由良郷、高島郷、千歳郷、上阿佐見郷	高林郷、新野郷、藪塚郷半分、額戸
		村田郷、(含む金井村、脇谷村)、上	高林郷、新野郷、藪塚郷半分、額戸
		今井郷、(含む中今井)	高林郷、新野郷、藪塚郷半分、額戸
		村田郷、(含む金井村、脇谷村)、上	高林郷、新野郷、藪塚郷半分、額戸
		米澤村、成塚郷	高林郷、新野郷、藪塚郷半分、額戸
		田島郷、高島郷、千歳郷、上阿佐見郷	高林郷、新野郷、藪塚郷半分、額戸
		由良郷、高島郷、千歳郷、上阿佐見郷	高林郷、新野郷、藪塚郷半分、額戸
		濱田郷、(含む矢島村)、東牛澤郷、	高林郷、新野郷、藪塚郷半分、額戸
		西牛澤郷	高林郷、新野郷、藪塚郷半分、額戸
		高林郷、新野郷、藪塚郷半分、額戸	高林郷、新野郷、藪塚郷半分、額戸
		尾島、泉澤、富澤、岩瀬河、石塚、横瀬	高林郷、新野郷、藪塚郷半分、額戸
		江田郷	高林郷、新野郷、藪塚郷半分、額戸
		?	高林郷、新野郷、藪塚郷半分、額戸
		(散在か)	高林郷、新野郷、藪塚郷半分、額戸
		糟川郷、大島郷、島山郷、太田郷	高林郷、新野郷、藪塚郷半分、額戸
		田中郷四ヶ村、下阿佐見郷	高林郷、新野郷、藪塚郷半分、額戸
		德川郷	高林郷、新野郷、藪塚郷半分、額戸
		大館郷、一井郷	高林郷、新野郷、藪塚郷半分、額戸
		鳥山郷四分一、飯田郷、長手郷、寺	高林郷、新野郷、藪塚郷半分、額戸
		井郷半分、藪塚郷半分	高林郷、新野郷、藪塚郷半分、額戸
		世良田郷、三木郷、小角郷	高林郷、新野郷、藪塚郷半分、額戸

郷 又 は 村

寺 領 (他)				綿打 (九郎)
領	金剛寺	東光寺	長樂寺	綿打郷
家	濱田郷	鶴生田郷、新野郷	平塚郷、八木沼郷、女塚郷、青根郷	
	菱島			

〔註〕 所領支配關係はこの記載以外にも散在部分が入り組んでいる。

再編を通じて、独立性の強い外枠の庶子も、内枠の庶子も岩松氏領主制下に同一化する傾向を示す。その間に有力家臣層の抬頭もあり、それら三者共に、岩松殿への關係が同一化していく。外枠の庶子の内亂期での行動様式は岩松氏への從屬關係を強めその家臣團の中に埋没するか、岩松氏の支配を脱して独立性を保つたかで、後者の例としては、鳥山(式部大夫)があげられ、常に岩松氏との敵對、競合關係にあつた。<sup>(2)</sup>

政治的事件と關連しての岩松氏領主制の再編を目安にして時期區分すると次のようになる。

(I) 期 (一三六二年貞治元)

岩松氏への惣領職の歸屬以來、領主權の確立過程、地檢目錄の作成（安定期）

(II) 期〔一四一七年（應永二四）〕

禪秀の亂により岩松滿純が誅殺され、子家純は逃走、岩松氏は打撃を蒙る。傍系の土用安丸（持國）を立てて再建を策す。（京兆家の成立）

(III) 期〔一四五四年（享徳三）〕

享徳三年に始まる關東の擾亂（公方成氏と上杉氏、幕府の對立）において、前者を支持する新田庄の支配者岩松持國（京兆家）に對して、岩松家純（禮部家）は上杉方の武州五十子陣にあり、兩家併立する。

(IV) 期〔一四六九年（文明元）頃〕

持國（京兆家）は没落し、家純による統一が完成し、家純は新田庄に復歸

(V) 期〔一四九四年（明應三）〕

家純の死後、一族内に紛争あり、岩松氏一門と權臣横瀬氏が對立し、前者が打倒され横瀬氏の支配權強まる。

このような時期区分は東國における數次の内亂と照應するもので、これらの過程で一族内部の離合集散、權力

室町時代東國における領主の存在形態

保持者の交替、有力家臣の抬頭や失脚、軍事組織の改編など様々の攪拌作用の中で、領主體制が編成替され、惣領制の殘滓である外柁の庶子、内柁の庶子の別が解消され、家臣層と共に同一平面での岩松殿への歸屬關係へと單一化されて行く。

一四六九年（文明元）、京兆、禮部兩派の永年の對立を清算し、岩松家純が新田庄を一統した時、その本據金山城に於て「當城御供上座之中央屋形御相伴之衆左右二行被着。左者。新野、西谷、矢島、高林、富澤、福澤以下。被官中、伊丹、金井、沼尻以下於其間賞翫之牢人衆被居之。右、澁河、田中、綿打、脇谷、村田、堀内以下。城衆國繁、<sup>(抄)</sup>同名伊豆、上總、駿河以下、五十子御供衆、賞翫之牢人衆其間居之（中略）御一家之次第左者岩松流右者遠江流新田是也」と記されている。左岩松流（京兆家）、右遠江流（禮部家）を一堂に會した。岩松氏一族家臣の主要な顔ぶれが見られ、外柁の庶子、田中、綿打等も包含されている。ここでは

(A) 一族御門葉（新野、西谷、矢島、高林、富澤、福澤、澁河、田中、綿打、脇谷、村田、堀内）

(B) 被官（伊丹、金井、沼尻、横瀬）



(C) 賞翫の牢人衆

の三區分に分けられている。

さてこれら一族、被官人の新田庄内における給地のあり方について考察して見る。地檢目錄中の庶子分、給分はこれらの一部をなすもので、御一門と見られる者は、小島村の田島少輔、村田郷の宮田殿、堀内殿、村田修理亮等が見える。田島少輔については不明であるが、宮田殿、堀内殿、村田修理亮については恐らく、ここに屋敷地を持つものと考えられ、三者とも村田氏一族を構成するものと推察される。

被官層については、村田郷では、三原田四郎、同將監、沼尻民部左衛門、同小三郎、岡部新左衛門、つゝみ殿、<sup>(分戸カ)</sup>ゑと殿、中つぼ殿、安倉殿、出浦、朝阿彌陀佛、多目井七郎太郎、同七郎二郎、中村、御中間孫太郎、由良郷奥村では小野澤しやうけん、與次、坂上、上今居郷では衛門三郎、左近二郎、岩崎等の給人名が見える。

村田郷で最大の四字一所二五貫二五〇文の給分を持つ出浦の場合を見ると

毘沙門かき内一字 四、五〇〇 <sup>作人</sup>孫三郎入と

信濃かき内一字 七、〇五〇 <sup>作人</sup>平内太郎

辻かき内一字 六、〇〇〇 <sup>作人</sup>法前こけ

ひかし辻かき内一字 四、八〇〇 <sup>作人</sup>四郎六

柳町一所 三、〇〇〇 出浦手作

とあり、三貫文の手作地を持ち農業經營から完全に遊離していない。給人の手作はここに見られるだけである。この出浦はいかなる身分の者か不明であるが、特殊な職業従事者ではないだろうか。

由良郷奥村において

(I) <sup>(小野澤)</sup>おのさわしやうけんの分

一字 田三丁七反内七反不作 九郎四郎

與次の分 田八反 <sup>道德</sup>四郎二郎

坂上の分 田七反 ほうとう

と記されており、與次分、坂上の分が小野澤分に包含されているかどうか明らかでないが、次に記す中で(\*

印) 與次の分は小野澤氏のものだと判断される(道德在家) 年不詳(宛名伊丹伯耆守から推して十五世半ばと推

察される。(文書に小野澤一族の給分の状態が記されている。)

(II) 小野澤源四郎給分

一成塚郷半分

一田島郷きしのを一町

一同郷ふか町一町

一同郷内吉田ひかへ分一町一反

一丹生郷内菅野谷半分

一萬吉郷内きほん在家

(III) 小野澤雅樂助給分

一奥村内道徳在家一間

一田島郷内てつひら在家一間

一下江田しやうけい右馬五郎ひかえ分在家一間半

とある。(II)とも小野澤兵庫助長春が「彼所之事無相

違之様被成御申候者畏入候」と岩松氏有力被官伊丹伯耆

守に宛て、給分安堵を請求している。小野澤しやうけん、

與次、源四郎、雅樂助及び兵庫助長春の關係は不明であ

るが、(I)(II)(III)から小野澤氏一族の給地が、田島郷、成塚

郷に集中的に存在し、他は數郷にわたつてゐる事が分か

る。

室町時代東國における領主の存在形態

次に一村内の給地のあり方を示すものとして菱島村の場合を見る。

(I) 菱島在家目録

七間 手島付分此分 三けん御料所  
三けん三澤御恩

四間 西谷付分

一間 横瀬五郎衛門

二間 沼尻和泉殿

一けん石塚四郎衛門

一〃 坂上衛門四郎

五けん領家

一けん覺音寺

己上

五月十八日

(II) 手島三郎知行之在所

一所 菱島之内壹宇

一所 助四郎在家ひかへ分四けん

一所 淨泉在家 貳間

一所 九郎四郎在家 壹間  
嶋崎

享徳四年四月廿日

菱島内二二宇の在家が八つに分割給付されている。こ

の中には御一門の西谷殿、や横瀬、沼尻の如き有力被官の給地が見えるが、最も多いのは手島三郎分である。手島分七間については、御料所分であつた三間と三澤御恩(三澤の給分が代替されたと考えられる)三間が新たに宛付されたと考えられ、(II)に於て手島はそれ以外に嶋崎に一間が給されている事がわかる。

以上、小野澤氏及び手島氏の例に見られる如く、一ヶ所に集中した給地を持ち、その他は散在しているといった形を取る。集中といつても一郷とか一村単位で給される事はなく、あくまでも垣内在家単位の場合が多い。その背後に山野とか用水の最終的な歸屬は領主(岩松殿)にあり、一族にせよ被官にせよ、それは岩松殿の給人(家臣團)に過ぎないという事が推察される。そこには集中的、一圓的な土地所有(所領知行)を許すことによつて生ずる家臣層の権力の増大に對する配慮があつたのではなからうか。しかし新田庄内の給地は一部しか知られず、御一門や有力家臣の沼尻、伊丹、金井、横瀬等については殆ど分からない。横瀬氏については「大藏四郷者京都上ノ吉良殿舊領也然ニ横瀬良順直錢一千貫文ニ買得」(松陰私語第二)とあり、給地以外にこのような買

得の所領を有していた事が知られ、後に見られる横瀬氏の権力増大の素地はこの邊にあつたと考えられる。

また給人の知行地變更の例が多く見られる。

村田郷地檢目錄中に

○三原田四郎殿跡いまハ御料所

○今ハ沼尻民部左衛門給分、岡部新左衛門入道給分

○つゝみ殿の跡、朝阿彌陀佛給分

○今ハ中村給分、御中間孫太郎給分

○(在戸)と殿の跡、今ハ安倉殿ノ御給分

○三原田將監殿ノ跡、今ハ沼尻小三郎給分

等がある。「いまハ……」と書かれた部分は後筆と考えられ、地檢目錄作成以後の變更と推察され、領主権力の恣意により、かなりの變動があつた事を示している。

岩松氏の中には「賞翫之牢人衆」「五十子御供衆」と云われる被官人の存在が知られる。

それらは内亂の過程で、分解した上州一揆<sup>(5)</sup>、武州一揆等の周邊小國人層や没落した領主から放出された武士等が岩松氏の麾下に馳せ參じた者共である。一四五七年(康正三)東上野の小領主蓮沼宗員は「新田御庄内濱田郷内在家六間之事爲御忠渡給候畏入存候然間親類一人御内江

進置候以此旨可預御披露候」と岩松持國の家臣沼尻忠久に上申している。岩松殿は蓮沼氏に戦功を賞して濱田郷内の在家を給與し、蓮沼氏は一族を岩松陣に参加させている。このような過程を経て、蓮沼氏は被官化の方向へ向かうと考えられる。

十五世紀後半の内亂に對應して、軍事力を強化するための被官人の増加、有力家臣層の實力の強大化等の理由から、一族内部の體制に生ずる諸矛盾を解消するため、領主側の家臣團統制がなされる。一四七七年（文明九）岩松家純は一族被官を集めて神水三ヶ條の誓約を行わせている。

#### 神水三ヶ條之事

一 都鄙之大途之外他家爲合力不可出當方之勢衆事

一 背此旨他家ニ合力者雖爲一子之兵庫號不孝永可致勘

#### 當事

一 於當方定置壁書ノ條々有之國繁爲代官ト執行爲廉直

#### 旨可致諸沙汰事

上天下家之神祇九萬八千軍天童日域三千七百鎮座之神

殊者當家鎮護靈廟八幡大菩薩照覽如件

（松陰私語第一）

室町時代東國における領主の存在形態

この時期は既に長年月にわたる古河を本據とする關東公方成氏と利根川南岸の諸地域に幕府權力を背景にした山内上杉氏、扇谷上杉氏等の諸勢力との抗争の後、文明八年十二月に及んで、後者の本據武州五十子陣が、山内上杉氏の家宰職をめぐつての長尾氏内部の紛争に端を發する長尾景春の叛亂から瓦解し山内上杉陣の諸將は利根川北岸に避難するという事態が起つた。この時點で岩松家純は永年行動を共にした山内上杉方を見限つて、公方成氏への轉回を示す。この時、家純の子明純を中心に山内上杉氏への傾斜を示す派とそれに對する横瀨國繁一派の對立があり、前者は家純の意に反する事が多く、山内上杉顯定が家純から沒收した足利庄、長井庄、大室保等を競望し「別而山内へ引汲荷擔」（松陰私語）を策していた。このような情勢に對處するためこの誓約がなされたわけであるが、明純は署名せず追放されている。岩松氏は以前の敵成氏側に加擔し、上杉方の内部崩壞を利しての成氏の龍、嶋名、廣馬場陣へ横瀨國繁を派遣している。この誓約は

(1) 幕府や關東府（公方）の命令以外には他家援助のため出兵しない。

(2) 子息岩松明純の行動制限

(3) 壁書を守るため、横瀬國繁(岩松家純の)に代官の権限を委ねる。

といった内容を持つている。即ちこれは轉回の時點に立つた岩松氏の山内上杉氏に對する訣別の宣言であり、一族被官人統制のためのものであつた。岩松家純は山内上杉氏が「當方譜代之仁等馳留重代之如<sub>ニ</sub>家人<sub>一</sub>被<sub>ニ</sub>取成<sub>一</sub>事」(松陰私語第五)に不満を感じていた。即ち岩松氏家臣に對する山内上杉氏の恣意的支配が岩松氏の統制を亂すことに對する反發がある。また常々領主制内部が他の上部權力の差配によつて分解する危険をはらんでいた事を裏書きしている。誓約第三條に見られる岩松氏壁書についてはその全内容は不明だが、松陰私語の中に數度にわたつて出て來る源慶(家純)、宗悅(國繁)之金言、源慶之善言等の斷片から次の三ヶ條が復原出來る。

- 一 當方者代々都鄙之嫡家雖不肖他家之不可有諂幕下
- 一 自他家當方へ隨身之方有之者依其家々之族懇懃賞翫指南可致之。自當方他家へ同道隨身之儀盡未來不可有之
- 一 都鄙上意外<sub>ニ</sub>爲他家合力當方之衆不可出之〔都鄙大都之外<sub>ニ</sub>自他家當方へ陣役以下催促(不可應之)〕

第一條は岩松は都鄙(京都、關東)の嫡家乃ち足利氏の一族であるから他家の幕下に從屬することを禁じ、第二條は他家からの隨身者の優遇を規定すると同時に岩松方より他家への隨身者を禁じており、前出の賞翫の牢人衆はこの他家よりの隨身者を指している。第三條は神水誓約の文言と同じで他家の私闘への勢衆を出すことの禁止である。

このように岩松氏の方針を明示し、一族被官人の規制を行つてゐるわけであるが、それ自體岩松氏の領主制内部にある結束を互解せしめる要因の存在を物語つてゐる。惣領職をめぐる一族内の暗闘、一族(御門葉)と有力被官の對立、これらをめぐる關東の政治情勢は問題を更に激化させる方向に作用した。すなわち幕府、關東公方、管領上杉氏等の上部權力の個々の領主に對する介人がしばしば見られそれが内亂の原因ともなり、領主制の分解や統合を促がしていく。個々の領主と上部權力との結合が極めてルーズであつたのと同様に領主制内部での主君—家臣關係は強固なものとは云えず、常にその統制の必要性が強調され、様々な矛盾を含みながら十五世紀を經過するのである。

十五世紀末岩松家純の死後有力家臣横瀬氏によつて「下剋上」という形での権力の掌握、領主制の再編が行われる。一九九五年（明應四）岩松尚純の横瀬誅伐に端を發するお家騒動がそれで、一族内は二分して相争う。

尚純（岩松）參面々伊丹、沼尻、金井其他傍輩。御一家新野出羽守。澁河能登守。綿打以下悉同心（横瀬方ハ）横瀬

名字計リナリ。當家ノ一族ニハ西谷右馬助計リナリ。

（中略）尚純（岩松尚志）御手勢五百騎金井伊勢入道。子息四郎右

衛門尉。沼尻但馬守其外悉金井在所取入取構城郭楯籠。

金山ニハ横瀬入道父子。（國繁・成繁）同新次郎兄弟。伯

父掃部助。傍輩廣瀬左京亮以下殊死一味之衆五百餘人

楯籠」とある。（松陰私語第四）

この對立に於て横瀬方はその一族と西谷（御一門）、廣瀬に過ぎず、岩松尚純方には、多くの御一門、有力被官の殆どが名を連ねている。結局同年十二月、古河公方成氏の口入があり、尚純の隱居、幼主昌純（6）の擁立、横瀬成繁の諸事取沙汰という横瀬方の勝利の結末で終る。この事は岩松氏内部で營々とその實力を積み重ねて來た横瀬氏が主君、一門、被官（傍輩）等を打倒し、主君岩松殿から權力を削奪し、虚名にし、その門葉、被官を同一平

室町時代東國における領主の存在形態

面に並べて自己の権力下に屈伏せしめる契期となつた事を意味する。この事件で反横瀬の門葉被官のいくつかは没落したと考えられ、惣領制的な残滓は拂拭され横瀬氏（後、由良氏と改稱、執權、陣代）を頂點とする體制に再編されるのである。

〔註〕

（1）この表の基礎となつたのは①新田庄内惣領知行分郷々公田百町注文（應永十一年）、②新田庄之内庶子方寺領等相分注文、③岩松持國當知行分注文、等である。

（2）正木文書、寛正四年九月十日、足利成氏書狀、内島郷の歸屬をめぐつて鳥山氏と岩松氏は相争つている。

年不祥足利成氏書狀

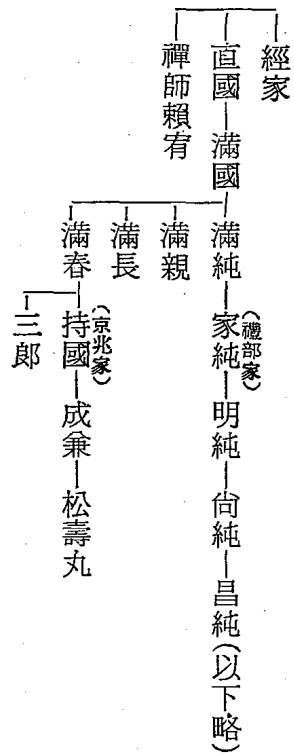
鳥山不動壽丸其方此間不和旨雖然御敵出張之此刻調儀管要候然者在和融談合候者可然候巨細有然書記可被申候恐々謹言

六月十三日

岩松（持國）左京亮殿

成氏

（3）岩松氏系圖（本稿に關係ある部分のみ、新田岩松古系圖を修正）



(4) 松陰私語第四

岩松氏顧問僧松陰軒(長樂寺住)による岩松氏の家記である。五部に分かれ、第二、四、五部は續群書類従による。

第一部は相川之賀氏所藏本による。第三部は缺本である。

(5) 上州一揆は成氏、上杉氏兩派の間にあつて分裂する。(正文書、赤堀文書)

(6) 更に虚名の昌純も享祿年中隱謀の廉で横瀨氏に誅殺されている。(岩松家系附録、三家考、野史)

(7) 戦國段階の横瀨氏(由良氏)の権力構造には不明な點が多い。上杉家文書、關東幕注文(永祿年中)によると岩下衆(岩松衆の誤か)として記載されている。横瀨一族を中心に新田殿御一家(岩松氏一族)の西谷、三原田や肩書のない齋藤、山田、泉中、金井、縣、田部井や家風の矢内、大澤、林等の家臣團で構成され、更に同心衆という形で周邊の地侍層、小此木、赤堀、山上、朝倉、善、武井、新開、藺田等(以前の上州一揆の構成者)がその

傘下に加つている。  
横瀨氏(由良氏)は關東の後北條、越後上杉、武田の争覇の中にあつて、新田庄の金山城に據り、一五九〇年(天正十八)の小田原落城、徳川氏の關東入部まで獨自の勢力を構成していた。

あとがき

領主が年貢收取の目的のため作成した地檢目録はそれ自體、その目的に副うたためのものであり、記載上の擬制があり、そこから中世の村落や農民の實態を探り出すには困難な面が多くある。然し領主の側が何を把握し、どのような形で收取を全うしているかは判断し易い。十四世末から十五世紀初頭の新田庄の五通の地檢目録の分析を通して、岩松氏の領主體制の構造的把握をIに於て試みた。そして垣内在家が屋敷地及び耕地の總體としての単位として把握され、作人という年貢負擔者を通して年貢收取を行つていた。そして全體を寺社分、御料所分、諸給分に分け、全體の約四七%に及ぶ御料所と稱される直轄地が岩松氏の經濟的基盤である事を考察した。然し農民の存在形態などは史料の限界から多くの問題を今後

に譲らなければならなかつた。

IIにおいては岩松氏内部の主君—家臣關係について考  
え、中級家臣の小野澤氏、手島氏の給地のあり方からそ  
の集中性を指適した。十五世紀は惣領制的殘滓の克服が  
一つの課題であり、惣領職という支配關係内部の二重構  
造（外枠の庶子、内枠の庶子）を解消させ、抬頭して來  
た家臣（被官）層と共に同一平面での主君—家臣關係の  
形成を目途とする。それが一應の完結を見るのは「下剋  
上」という形での横瀬氏の權力の掌握である。

十五世紀は東國に於ける一大轉換期であり、室町幕府  
體制—關東府の崩壊と戰國時代への開始を意味する。そ  
の中での岩松氏という領主體制の實態と變貌を考察した  
わけである。

〔附記〕

この稿を起すに當つて史料の閲覽の便宜を與えて下さ  
つた新田義美氏に謝意を表する次第である。